

施設の維持管理計画書 (安定型)

- 1 最終処分場周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備により採取した水について、水質検査を1年に1回以上行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも1回以上行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。

新たに2箇所設置した地下水採取の井戸により、1年に1回以上規定の水質検査を行い、管轄保健所にその結果を報告する。

- 2 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、必要な措置を講ずる。

- 3 浸透水について、水質検査を1年に1回以上（BODまたはCODは月1回（埋立終了後は3月に1回）以上）行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。

新たに設置した浸透水採取の井戸の水質検査を1年に1回以上実施し、管轄保健所にその結果を報告する。

- 4 浸透水に係る水質検査の結果が基準に適合しない場合、またはBODが20mg/LもしくはCODが40mg/Lを越えている場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入および埋立処分の中止、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、必要な措置を講ずる。

- 5 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。

該当なし

- 6 上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

該当なし